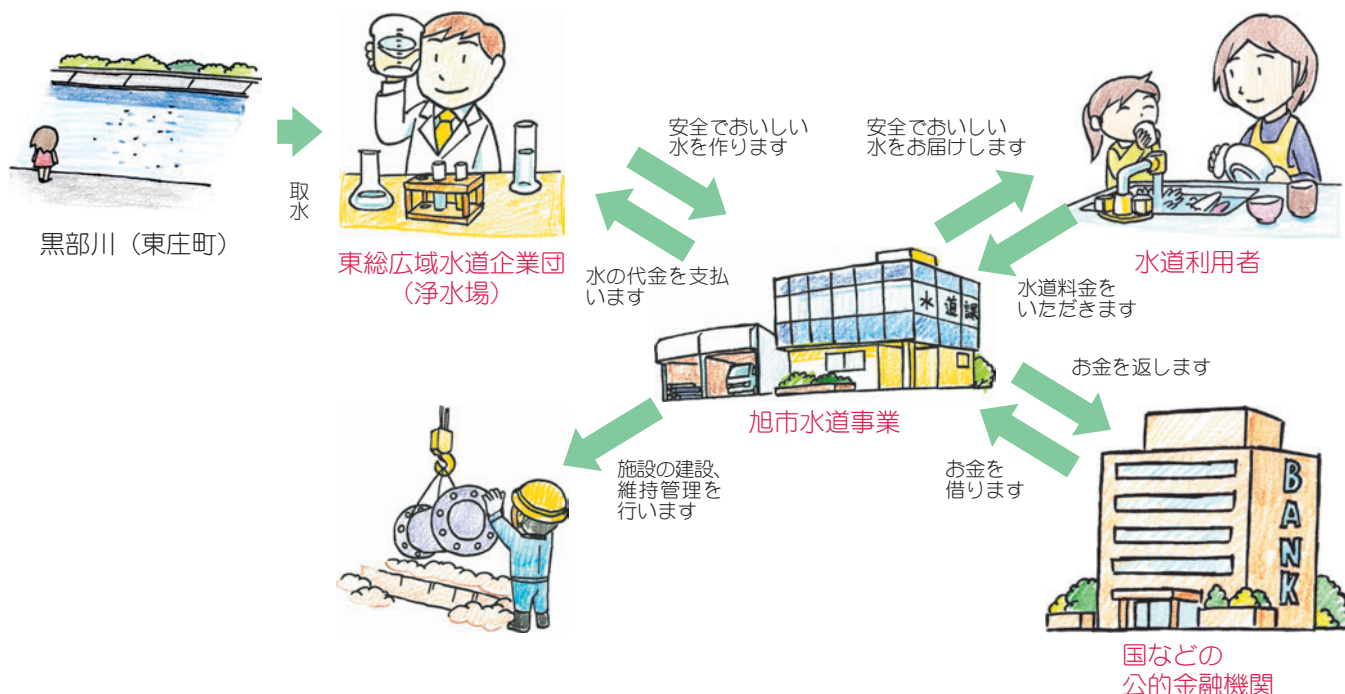


4月から水道料金が市内すべて同じ額になります

●水道事業のしくみ

水道事業は、利用している皆さんからお支払いいただく水道料金で、施設の建設や維持管理をし、安全でおいしい水をお届けするという、独立採算制を原則として経営しています。

このため水道料金は、効率的な経営のもとで安全な水を安定してお届けするための費用を算出し、この費用を賄う額を使用水量に応じて皆さんに負担していただいています。



●新料金に変わります

いつから

4月1日から、新しい水道料金に変わります。水道料金は、2か月分を検針して隔月ごとにお支払いいただいていますので、使用期間が4月1日の前後にまたがる場合には、新旧料金の日割り計算によって算出します。

なぜ変わるの？

現在の水道事業は、水道料金だけでは賄うことができず、市の一般会計や県からの助成を受けて運営してきました。しかし、今後3年間の財政計画に基づいた事業運営の見通しでは、補助金の減少や借入金の増加など、企業努力だけでは事業の健全性が保てないことが見込まれます。このため、7年間据え置かれていた水道料金を値上げすることになりました。

どのようになるの？

合併前の旧市町ごとに異なっている現在の水道料金を、市内一律の料金に統一します。水道料金は、今までどおり2か月ごとに検針に伺い、翌月の請求によりお支払いいただくことになります。

水道料金表（口径20mm・1か月あたり・消費税込み）

新料金

区 分	全 地 域
基本料金（10 m ³ まで）	2,520円
超過料金（1 m ³ あたり）	252円
メー ター 使用 料	な し

旧料金

区 分	旭 地 域	海 上 地 域	飯 岡 地 域	干 潟 地 域
基本料金（10 m ³ まで）	2,257.5円	2,100円	2,100円	2,100円
超過料金（1 m ³ あたり）	225.75円	210円	210円	210円
メー ター 使用 料	な し	141円	136円	な し

問い合わせ先／水道課業務班（☎63-8881）